

京都市教育委員会告示第6号

平成16年6月21日京都市教育委員会告示第7号(個人演説会, 政党演説会又は政党等演説会の開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者, 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納付すべき費用額)の一部を平成18年4月1日から次のように改めます。

平成18年3月22日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表京都御池中学校の項を次のように改めます。

京都御池 中学校	体育館	1010	水銀灯				卓子 1脚	腰掛	
			400W36個	蛍32W12個	蛍32W6個	蛍32W12個	いす 1脚	100人分	机 1脚
							水差し1個	卓子 1脚	いす4脚
						コップ1個	いす 4脚		

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)